

注記（全体会計）

1. 重要な会計方針

（1）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・再調達原価

なお、地方公営企業が適用される会計については、地方公業会計基準によっています。

（2）有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの・・・・取得原価

③ 出資金

市場価格のないもの・・・・出資金額

（3）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3 年～50 年（建物付属設備含む）

工作物 3 年～60 年

物品 2 年～40 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・

リース取引を除きます。)

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

債権の不能欠損による損失に備えるため、不能欠損の実績率等により（又は個別に回収可能性を検討し）、将来徴収不能になると見込まれる額を計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手元現金及び要求払預金）及び現金同等物としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額で表示しています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。
ただし、下水道事業会計は、税抜方式としています。

2. 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—

② 出納整理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

③ 表示単位未満の取扱い

四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

範囲 公共施設活用検討委員会において売却予定とされている公共資産

金額 該当なし